

土佐清水市行政改革集中改革プラン

土佐清水市

土佐清水市行政改革集中改革プラン

1. 策定目的

この集中改革プランは、平成17年11月に見直し策定した「土佐清水市行政改革大綱」に定めた行財政改革の重点事項について積極的かつ計画的に取り組むために策定するものである。

2. 実施期間

平成17年度から平成21年度までの5カ年間とする。

3. 策定方針

(1) 集中改革プランは、土佐清水市行政改革大綱における重点事項の推進方針に基づき具体的方策を定める。

(2) 集中改革プランは、各事項ごとに具体的実施項目、取組内容、目標年度、数値目標等を定める。

(3) 集中改革プランは、社会情勢の変化や財政状況の推移等を見極めつつ、必要な改革項目の追加や変更を行う。

(4) 集中改革プランの進捗状況について、広報やホームページに掲載し公表する。

土佐清水市行政改革集中改革プラン

※表内の→は検討、○は結論及び実施を示す。赤字は、今回更新箇所を示す。

具体的実施項目	実施時期					対応	所管
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
1. 事務事業の見直し							
(1) 受益者負担の適正化							
◎ゴミ袋代金の見直し、粗大ゴミの有料化の検討	→	→	(袋代金) ○	(粗大ゴミ) ○		袋代金・・・19年度より各10円アップで実施 粗大ゴミ・・・所管で検討及び リサイクルセンター業務の見直し検討	環境課
◎使用料、手数料の見直し	→	○	→	○		庁内に経費節減検討委員会を設置し検討した 住民票等交付手数料の見直しを所管で検討する。	総務課 市民課
(2) 補助金、負担金等の見直し	→	○				庁内に経費節減検討委員会を設置し検討した	総務課
2. 組織機構の再編、合理化							
(1) じんけん課と生涯学習課の統合							
◎首長と教育委員会のあり方について中央教育審議会において検討されており、その動向を見て検討する。	→	○				所管で検討、現行通りとした	企画広報室・ 教育委員会・ じんけん課
(2) 公民館長と生涯学習課長の兼務							
◎類似した業務の兼務。管理職の削減。	→	○				18年4月より兼務とした	企画広報室・ 教育委員会
(3) 支所の廃止について							
◎支所の廃止を視野に入れ、住民票等交付事務の郵便局への委託及び市税等公金の取り扱い、各種相談業務等に対応するため行政バスの導入を研究する。	→	→	○			19年4月より3支所を市民センターとして機能を拡大 センターからの遠隔地区には巡回行政サービスを実施	企画広報室・ 総務課・市民 課
(4) 地区公民館・福祉センターの見直し							
◎地区公民館、福祉センターの業務を検討する。 ◎福祉センター業務及びじんけん課機能の見直し、検討	→	→	○	○		地区公民館・・・19年度より職員を引き上げ 業務内容について所管で見直し、検討	企画広報室・ 総務課・じん けん課・健康 福祉課
(5) 保育所の統合							
◎中浜保育園を浦尻保育園へ統合						市民の理解を得ながら推進を図る	健康福祉課
◎以布利保育園を旭保育園へ統合	→	○				18年度より統合	

具体的実施項目	実施時期					対 応	所管
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
(6) 学校の統合							教育委員会
◎貝ノ川中学校を下川口中学校へ統合		○				18年度より統合	
◎宗呂小学校を下川口小学校へ統合					○	目標は21年度であるが、状況により20年度に前倒し実施	
◎貝ノ川小学校を下川口小学校へ統合					○	〃	
◎益野小学校を三崎小学校へ統合					○	〃	
◎布小学校を下ノ加江小学校へ統合					○	〃	
(7) 介護保険の組織再編							企画広報室・市民課・健康福祉課
◎市民課（介護保険）、健康福祉課（介護予防）と二つの課に窓口があるため同一課での対応を検討する。		→	○			所管で検討	
(8) 健康福祉課と市民課の見直し							企画広報室・市民課・健康福祉課
◎健康福祉課と福祉事務所を分解し、市民課と福祉事務所の統合。			→	○		所管で検討する。	
(9) 普通徴収保険料の徴収体制の検討							企画広報室・総務課・税務課・健康福祉課・市民課
◎介護保険、後期高齢者医療保険、住民税の総合的な徴収体制の検討			○			所管で検討する。	
3. 給与等の適正化							総務課
(1) 国に準じた給与等の見直し	○					所管で見直し	
(2) 各種手当の見直し	○					所管で見直し	
(3) 福利厚生事業の適正化							関係機関と協議
◎適正な事業実施を関係市町村と協議する。	○						
4. 定員管理の適正化							総務課
①定員総数の削減（平成17年度357名→21年度336名（21名削減））						21名削減	
②定員管理計画（年度別削減計画・・・退職者の1/2補充）							
17年度退職者22名、18年度7名補充（内 任期付採用3名）		○				15名削減	
18年度退職者16名、19年度6名補充（内 任期付採用1名）			○			10名削減	

具体的実施項目	実施時期					対 応	総務課
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
19年度退職者12名、20年度6名補充				○		6名削減	総務課
20年度退職者13名、21年度6名補充					○	7名削減	
5. 電子自治体の推進							
①財務・人事・給与システムの更新	→	→	○			所管でワーキンググループを設置し検討する	企画広報室
②文書管理システムの導入	→	→	→	○		所管でワーキンググループを設置し検討する	
③電子文書交換システムの導入（電子決裁基盤）	○					所管でワーキンググループを設置し検討する	
④セキュリティ向上策の推進	→	○				所管でワーキンググループを設置し検討する	
6. 民間委託、公共施設の管理運営							
(1) 公民館業務の民間委託について	→	→	○			庁内に行政改革作業部会を設置し検討	教育委員会
(2) 水道事業業務の民間委託について	→	→	○			庁内に行政改革作業部会を設置し検討	水道課
(3) 公共施設の管理運営							
◎公の施設の管理運営について指定管理者制度を導入する。（市民体育館、斎場、海の駅、国民宿舎、ジョン万ハウス等）	○	○				随時導入した	関係各課
7. 経費削減等・財政健全化計画の推進							
(1) 歳入に見合う歳出の設定を基本とし住民ニーズの的確な把握による事業の厳選と費用対効果をさらに推進する。							
①財政運営管理計画を基本とした各種計画の見直し						随時実施	総務課
②事業評価制度の導入	○						企画広報室
③庁内経費（需用費・役務費等）の目標設定による経費削減	→	○				庁内に経費節減検討委員会を設置し見直しを行う	総務課
(2) 市税等の徴収率の向上							
徴収率向上のための有効策について	→	○				庁内に行政改革作業部会を設置し有効策を検討 19年10月より県民税徴収対策チームの設置	税務課他
租税債権管理機構の設置について		→	→			幡多広域市町村圏組合内に設立検討委員会を設置し	
(3) 未利用財産の売り払い	→	○				所管で検討	総務課